

令和3年度 事業計画書

当財団では、我が国におけるリウマチ性疾患の征圧を達成するため、リウマチ性疾患及びその治療に関する調査研究並びに支援を行うために事業の充実を従前にも増して図ることとし、関係法令を遵守し公益性の高い事業展開を一層推し進めていくこととする。また、財政状況を踏まえ財団事業に影響を及ぼさないよう留意しつつ、経費節減に努めながら、関係団体と連携を密にし多様化する社会の要請と期待に応え、人材育成や教育研修の実施を通じてリウマチ性疾患に関する専門医療の質の向上と発展を目指し、かつ新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した法人運営に注力していくこととする。

令和3年度の主な事業は次のとおりである。

1 調査・研究及びその他助成事業

- (1) 中長期的な研究計画のもとにリウマチ性疾患の治療研究を行う。
- (2) リウマチ性疾患治療薬等の治験の円滑実施を検討推進する。
- (3) リウマチ性疾患の病因、診断・治療、予防・疫学等に関する広範な調査研究の助成を行う。
ア 令和3年度リウマチ性疾患調査・研究助成（公募、推薦）
4課題 各100万円助成
アの4課題のうち、1題を令和3年度塩川美奈子・膠原病研究奨励賞として選考をし助成を行う。
- イ その他
(4) 令和3年度ノバルティス・リウマチ医学賞（300万円）（公募、推薦）
リウマチ性疾患の本態解明に関する生命科学、情報科学、遺伝・環境科学、薬物科学等の分野で、顕著な功績を挙げた者を顕彰し賞金を授与する。
- (5) 令和3年度日本リウマチ財団リウマチ福祉賞（20万円）
リウマチ性疾患に悩む患者に対して永年にわたる医学的又は社会的救済活動を通じて、著しく貢献のあった個人または団体を顕彰し賞金を授与する。
- (6) 令和3年度日本リウマチ財団リウマチ専門職表彰（3名、各10万円）（公募、推薦）
リウマチ性疾患に対する継続的な医療・ケア業務のうち、優れた実践活動や教育活動及び研究を行った者を顕彰し賞金を授与する。

2 普及啓発事業

- (1) 日本リウマチ財団ニュースを年6回発行する。リウマチ医療を取り巻く環境に的

確に対応するため、リウマチ財団登録医とリウマチケア看護師、リウマチ財団登録薬剤師、リウマチ財団登録理学・作業療法士には、充実した情報提供に努める。

(2) 令和3年度リウマチ月間（6月）啓発ポスターを作成し、医療機関、保健所、市町村保健センター等に配布する。

(3) 「令和3年度リウマチ月間リウマチ講演会」を開催する。

教育研修事業に併せ、式典や医学賞等の授賞式を従来どおり挙行するが、新型コロナに配慮したオンライン開催の特性を活用し、これまで以上により多くの患者や家族、一般市民、医療従事者等に幅広い関心を喚起し、参加者増の実現を図ることとする。

開催月日	開催形態
令和3年6月1日（火）～6月30日（水）	Web

(4) 新しいリウマチ医療の導入、リハビリテーション医療のあり方等にかかる医療保険制度の問題点について検討し改善策を当局に提案、実現に努める他、診療報酬等に関する情報をリウマチ財団登録医等へ機敏に提供する。

(5) リウマチ財団登録医の診療レベルの向上、リウマチに関する知識の普及啓発事業の展開を図るため、リウマチ医の会（リウマチ財団登録医の会、実地区の会）の活動を推進する。

(6) ホームページ・リウマチ情報センターを運営する。

リウマチ財団登録医等が必要とする情報を適宜、迅速に収集・提供し、信頼性の高いホームページを目指した活動の強化を継続する。又、内容の認識しやすさや見やすさ等にも配慮した、医療関係者や患者さん・一般向け等の情報の充実強化を図る。

(7) 財政好転時に備え、「リウマチ診療の記録（Color Atlas）」の制作に向けた検討を行う。

3 教育研修事業

(1) 令和3年度リウマチ月間リウマチ講演会を開催する。

普及啓発事業として開催するが、教育研修の場としても活用していく。

(2) リウマチの治療とケア教育研修会を開催する。

チーム医療による関節リウマチのトータルマネジメントへの理解や実践の深化を目指していく。

開催地区は、次の6地区を予定している。

北海道・東北地区	関東・甲信越地区	東海・北陸地区
近畿地区	中国・四国地区	九州・沖縄地区

- (3) 財団主催以外の教育研修会について教育研修単位の認定を行う。
- (4) 海外派遣医制度に基づく事業として、海外研修のため派遣する医師若干名を用途に助成する。(100万円)
- (5) 日欧リウマチ外科交換派遣医制度の継続的な事業実施に向けた検討を行う。
- (6) 国際学会におけるリウマチ性疾患調査・研究発表に対し助成する。
国際学会においてリウマチ性疾患調査・研究を発表する若手の医師、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士である研究者に対し、登録費用及び旅費、宿泊費用を対象として1学会について原則3名以内（国内で開催する国際学会は5名以内）に助成する。

学会名	助成対象金額	開催月日
ヨーロッパリウマチ学会 (EULAR)	30万円	令和3年6月2日～5日
アメリカリウマチ学会 (ACR)	25万円	令和3年11月5日～9日
アジア太平洋リウマチ学会 (APLAR)	15万円	令和3年8月28日～31日
国内で開催する国際学会	5万円	

- (7) 関節リウマチのトータルマネジメント（第2版）の改訂に向けた検討を行う。
- (8) 日本リウマチ学会と合同により、リウマチ病学テキスト（第2版）の改訂作業を進める。

4 リウマチ財団登録医の養成事業

- (1) リウマチ財団登録医は、新規申請及び更新申請（昭和62年、平成2年、5年、8年、11年、14年、17年、20年、23年、28年）の資格審査の上登録を行う。
- (2) リウマチ財団登録医制度のもと、リウマチ財団登録医のネットワーク、リウマチ医の会（リウマチ財団登録医の会、実地医の会）の充実に努めるとともに、病診連携等の強化等により、リウマチ医療の施設間格差、地域格差の解消を目指す。

5 リウマチ専門職制度の推進

- (1) リウマチケア看護師は、新規申請及び更新申請（平成23年、平成28年）の資格審査の上登録を行う。
- (2) リウマチ財団登録薬剤師は、新規申請及び更新申請（平成28年）の資格審査の上登録を行う。
- (3) リウマチ財団登録理学・作業療法士は、新規申請の資格審査の上登録を行う。

6 災害時リウマチ患者支援事業の推進

東日本大震災や熊本地震における災害時リウマチ患者支援事業の検証結果等々を

踏まえ、実効性の高い支援事業の検討を行う。

7 国際交流及び関係団体への助成事業

- (1) 国際交流を深めるため役員等の海外派遣を行う。
- (2) リウマチ学に関する学術会議等の開催に対し助成を行う。
- (3) リウマチ患者団体の情報提供、医療相談等の活動に対し助成を行う。

8 その他事業

- (1) 平成30年11月、厚生労働省が公表した「リウマチ等対策委員会報告書」に基づき、専門的な医師やメディカルスタッフの育成、生物学的製剤の適正な使用の推進等に努めていく。
- (2) 各都道府県リウマチ医の会（リウマチ財団登録医の会、実地医の会）会及びケア研究会の設置に努める。
- (3) 賛助会員との連携を深め、その増加に努める。
- (4) リウマチ性疾患に関する調査・研究等の助成事業に充当するため募金活動を推進する。
- (5) リウマチ関係団体が行う大会、講演会等リウマチ対策の推進に寄与すると認められる事業については、後援を積極的に行う。
- (6) リウマチ専門職委員会を窓口として、欧州リウマチ学会リウマチ専門ナース制度に関する情報交換を行い、その交流に助力する。
- (7) 時代のニーズを踏まえた事業が実際の医療現場と連動して展開できるよう、賛助会員の相互理解や交流を深める場として、法人賛助会員セミナーを開催する。
- (8) リウマチ診療報酬の改定に向けて計画的な行動計画案を作成する。